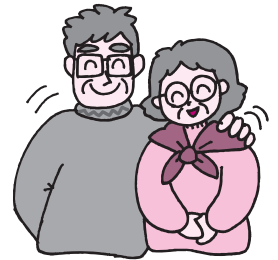


# 4月1日から「後期高齢者医療制度」が始まります

- 対象者は75歳以上の方(一定の障害がある65歳以上の方で、広域連合が認定した方を含む)
- 現在加入している国民健康保険、あるいは被用者保険(※)などを脱退して後期高齢者医療制度に加入します。
- ※被用者保険とは、政府管掌健康保険、組管掌健康保険、船員保険および共済組合などの公的医療保険の総称です。
- 新しい保険証は3月に郵送します。
- 保険料は、原則、年金からの天引き(特別徴収)になります。
- 医療費の負担は、原則、1割です(現役並み所得者は3割負担)。



## □保険料の算定方法

保険料は、介護保険と同様に個人ごとに算定し、定額の「均等割」と所得に応じて計算される「所得割」の合計になります。また、保険料率は県内一律となり、医療費の動向などを踏まえて2年ごとに見直されます。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割} + \text{所得割}$$

(100円未満切捨て) = 定額 3万7462円 + 所得に応じて計算(保険料率7.60%) (総所得金額等 - 基礎控除33万円) × 7.60%

- ※所得の低い方については、世帯の所得に応じて「均等割」の7割、5割、2割が軽減されます。
- ※被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方は、資格を得た月から2年間、保険料は「均等割」のみとなり、その5割が軽減されます。
- さらに平成20年度は次のような措置があります。
- 4月から9月までの半年間は、保険料をいただきません。
- 10月から平成21年3月までの半年間は、均等割の9割が軽減されます。

総所得金額等とは、「年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」などで各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

## □保険料の具体例 (いずれも収入が年金のみの場合)

(単位:円)

	(例1)単身世帯の場合				(例2)夫婦2人世帯の場合	
					夫(世帯主)	妻
年金収入	153万円	168万円	203万円	300万円	192万円	135万円
総所得金額等	33万円	48万円	83万円	180万円	72万円	15万円
所得割	0円	1万1400円	3万8000円	11万1720円	2万9640円	0円
均等割 (軽減の割合)	1万1239円 (7割軽減)	2万9970円 (2割軽減)	3万7462円 (軽減なし)	1万8731円 (5割軽減)		
保険料(年額)	1万1200円	2万2600円	6万7900円	14万9100円	4万8300円	1万8700円

## □保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料は、介護保険と同様に原則として年金からの天引きとなります(特別徴収)。ただし、次の条件に該当する方は市国保年金課から送付する納付書により納めていただきます(※普通徴収)。

※普通徴収となる方

- 年金の年額が18万円未満の方。
- 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方
- 年度途中で後期高齢者医療制度に加入された方



☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合 (制度に関すること … ☎029-309-1212)  
(保険料に関すること … ☎029-309-1213)

<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

市国保年金課医療福祉係 (☎内線2435)